

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	入札説明書	P6	Ⅲ-2-(2) -イ-(エ)	有資格者名簿の「管工事」にあつては、平成16年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ、延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。 とありますが、電気工事では上記の施工実績は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	P6	Ⅲ-2-(2) -イ-(エ)	(2)業務を遂行する入札参加者の参加資格要件のイの(エ)に関し有資格者名簿の電気工事に関しては空調設備施工の元請施工実績を問われていない為、下記二つの様式の施工業務経験欄は空欄で宜しいでしょうか。 ・様式2-7 施工監督技術者配置予定調書に関し、施工業務経験の内容欄が空調に関する項目となっております。 ・様式2-11 施工実績調書  以上御回答願います。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	P14	Ⅲ-7-(2) -イ	契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とする。 (ア) 契約保証金が免除される場合 ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結(履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること) と記載がありますが、SPCが履行保証保険の締結をすると考えて宜しいでしょうか。また、履行保証保険の金額は契約金額の何%でしょうか。	履行保証保険の契約者は、SPCまたは施工企業もしくは維持管理企業です。また、履行保証保険の保証金額は、設計・施工等のサービス対価及び1事業年度の維持管理のサービス対価の10%に消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する額以上の金額としてください。
4	入札説明書 添付資料(東部)4	P28	1 サービス対価の構成	設計・施工等のサービス対価のうち、施設整備費に『空調設備の所有権移転に係る費用』が含まれていますが、具体的にどの様な費用が想定されるのかご教示ください。	事務手続に関し必要となる一般的な費用と考えています。

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
5	要求水準書	P12	Ⅱ-3-(1) ーセ	「屋外設置機器の仕様は、海岸線より概ね1km以内の対象校においては耐塩害仕様、海岸線より概ね0.3km以内の対象校においては重耐塩害仕様とし、機器や配管等の固定材や支持材等についても塩害対策に配慮する。」と記載してありますが、基準は海岸線と理解してよろしいでしょうか。多々良川等の潮の溯上は考慮しなくてもよろしいでしょうか。学校別の塩害に対する区分がございましたら、ご提示ください。	要求水準についてはご理解のとおりです。学校別の塩害に対する区分はありませんので、耐塩害仕様については要求水準を満たした上で提案に委ねます。
6	要求水準書	P14	Ⅱ-3-(5) ーア	ガラスの遮蔽係数SCが0.97との記載がありますが、負荷計算の条件はカーテンを閉めることを考慮し、ブラインド有の条件と同等のSC 0.63としてよろしいでしょうか。	カーテンは対象校毎にその状態が異なるため、ブラインドと同等の日射遮蔽を期待することができません。よって、原文どおりの条件にて算定してください。
7	要求水準書	P14	Ⅱ-3-(5) ーア	外気負荷条件が換気回数 3.2回/h以上となっておりますが、1教室当りの外気量が約610m <sup>3</sup> /h以上となり過大な空調機選定に繋がると同時に、実際の稼働時に機器の定格運転とかけ離れた運転条件となり機器効率の低下等が懸念されます。設計条件の水平展開・統一化の観点からも、現在設計委託されている負荷条件と同一の既存設置のパイプファン風量(約80m <sup>3</sup> /h)を考慮し0.3回/h以上と理解してよろしいでしょうか。	換気回数は「学校環境衛生基準」に準拠し3.2回/h以上としています。よって原文どおりの条件にて算定してください。
8	要求水準書	P19	Ⅲ-3-(2) ーイ	現場作業は原則として学校の夏季休業日の期間に行う。ただし、市及び学校が許可した場合にはこの限りではない。と記載がありますが、2月の仮契約後の調査、施工・春休み・ゴールデンウィーク等の作業は可能でしょうか。	原則的には要求水準で明記する範囲での施工をお願いします。やむを得ず原則によりがたい場合は協議の上判断します。

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
9	落札者決定基準	P5	Ⅲ-2-(1)	要求水準書の達成確認を行うに当たり、入札参加者から提出された事業提案書等に質疑がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。と記載がありますが、追加資料の提出やヒアリング等を行う際は入札参加グループへの確認と考えて宜しいでしょうか。また、ヒアリングの際は最大何名まで出席可能でしょうか。	追加資料の提出やヒアリング等を行う際は、代表企業を通じて入札参加グループに対して行います。また、基礎審査段階での個別ヒアリングは、電話等を行うことを想定しています。なお、基礎審査後、選定委員会による加点評価を行う際に、事業者プレゼンテーションを予定していますが、当該プレゼンテーションの出席は入札参加グループ単位とし、出席可能者数については別途示します。
10	様式集		様式2-9 所有する資格について	様式2-9の「維持管理技術者配置予定調書」の所有する資格につきまして、前回の質問及び意見に対する回答[実施方針 頁11 項目Ⅱ・5・(2)・エ]には、維持管理資格者名簿に記載する必要はないとの事でしたが、今回の調書につきましてはどう受け止めれば良いでしょうか。 GHP等の空調を主体とした維持管理には特段資格は必要ないと考えております。付随する資格等の記載で良いでしょうか。	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.14と同様、必要となる資格がある場合に、その資格保有者に関する調書を作成してください。該当する資格保有者がいない場合には、調書の作成は必要ありません。